

**児童手当制度が拡大されます
平成18年9月29日(金)までに手続きをしましょう**

福祉課(内線539)

平成18年4月から、児童手当の支給対象が、「小学校3年生修了前」から「小学校6年生修了前(12歳に達する日以降の最初の3月31日到達まで)」に拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。支給対象に該当する方は、申請をしてください。

①平成18年度に小学校4年生の児童(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)がいる保護者の方

児童手当を平成18年3月分まで伊予市で受給していた方は、4月以降も継続となるので、6月に現況届を提出してください。

②平成18年度に小学校5・6年生の児童(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)がいる保護者の方

児童手当の受給には、認定請求等の手続きが必要となるので、福祉課、又は、各地域事務所総合窓口で手続きをしてください。

③これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の方
所得制限の引き上げ(下表)により、新たに児童手当を受給できる場合があるので、該当する保護者の方は福祉課までお問い合わせください。

【所得制限限度額表(平成18年4月分より適用)】

扶養親族等の数	国民年金加入の方	厚生年金等加入の方
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

【認定請求に必要なもの】

○印鑑

○健康保険被保険者証の写し(厚生年金等加入者の場合)

○振込口座のわかるもの(郵便局以外で請求者名義のもの)

○住民票の写し(児童が市外に別居している場合のみ) 児童が属する世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄記載のもの)

○所得証明書次に該当する方のみ
平成17年1月1日に伊予市内に住所がなかった方は、「平成17年度所得証明書」
平成18年1月1日に伊予市内に住所がなかった方は、「平成17年度所得証明書」が必要になります。
※平成18年度所得証明書は、市町村によって申請できる時期が若干異なります。認定請求等を行う時期に、

**児童手当を受けている方へ
6月は『現況届』の提出日です**

児童手当を受けている方は、6月1日(木)～30日(金)の期間に『現況届』を提出してください。

現況届が提出されないと、受給資格があっても6月からの手当が受けられなくなるので、お忘れのないようご注意ください。

※現況届の提出についての日程や方法などは、福祉課から受給者の方々に直接お知らせします。

平成18年度所得証明書が取得できない場合は、後日取得できるようになってから提出してください。

【提出期限】

平成18年9月29日(金)

期限内に請求し、認定された方には、平成18年4月分からの手当が支給されますが、期限後に請求した場合には、支給月が請求月の翌月からとなるのでご注意ください。

※前記③に該当する方で、提出期限内に他市町村へ転出する方は、転出前に請求を済ませてください。
※公務員の方は、勤務先に請求してください。

【提出先・問い合わせ】

福祉課(内線539) 中山地域事務所 ☎967-1111 双海地域事務所 ☎986-1111

※平成18年1月1日以降に市内に転入された方は、1月1日現在にあつた住所の「平成18年度所得証明書」が必要になります。



伊予市役所 ☎982-1111(代) 中山地域事務所 ☎967-1111(代) 双海地域事務所 ☎986-1111(代)

【所得段階】

第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税
第2段階	○市民税世帯非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下
第3段階	○市民税世帯非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超

【居住費】

種類	負担限度額(月額)			基準費用額	
	第1段階	第2段階	第3段階		
多床室(相部屋)	0円	320円	320円	320円	
従来型個室	特養等	320円	420円	820円	1,150円
	老健・療養等	490円	490円	1,310円	1,640円
ユニット型準個室	490円	490円	1,310円	1,640円	
ユニット型個室	820円	820円	1,640円	1,970円	

【食費】

負担限度額(月額)			基準費用額
第1段階	第2段階	第3段階	
300円	390円	650円	1,380円

介護保険施設・ショートステイに入院する場合
「食費」・「居住費」が減額できます

長寿介護課(内線559)

介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床群)及びショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)に入院される場合、「食費」及び「居住費」が全額自己負担となつていますが、申請すると所得段階に応じて次のように減額されます。

この基準に該当する方は、長寿介護課、又は、各地域事務所総合窓口課で申請してください。また、すでに減額認定されている方は、有効期限が6月30日(金)までになっています。7月利用分からは今年度の所得段階に応じて認定を行いますので、7月31日(月)までに申請を行なってください。

国民年金保険料の納付が困難な30歳未満の方は
若年者納付猶予制度の手続きを!

保険年金課(内線547)

若年者納付猶予制度とは

就職が困難あるいは失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な30歳未満の方が、市の国民年金窓口にて申請をして、社会保険事務所で承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予される制度です。

この制度は、保険料免除制度と異なり、同居している「世帯主」の所得審査は必要ありません。

対象となる方は

- ① 30歳未満の方
- ② 申請者本人及び配偶者の所得が一定額以下の方
- ③ 失業、倒産、事業の廃止などにあったことが確認できる方

申請に必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 失業の場合は、「雇用保険受給資格者証」又は「雇用保険被保険者離職票」等の写し

※市で所得状況が確認できない場合は、所得証明書を持参いただく場合があります。

申請をして承認されると

承認期間中の障害など不慮の事態には、一定の要件を満たせば、障害基礎年金、又は、遺族基礎年金が支給されます。なお、承認期間は、将来、老齢年金を受け取る際に必要な受給資格期間(25年)には算入されますが、年金額には反映されません。

忘れずに追納を!

承認期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来、受け取る年金額を満額に近づけるためにも、保険料の追納をお勧めします。

※2年を過ぎて保険料を追納する

場合、当時の保険料に加算金がつき高くなります。早めに追納されることをお勧めします。



母子家庭の方へ
医療費受給者証の更新手続きをお忘れなく

保険年金課（内線545）

現在、母子家庭の方がお持ちの「医療費受給者証」は、有効期限が6月30日(金)までとなっております。更新手続きをしないまま受診すると、医療費の一部を支払うこととなりますので、必ず手続きをしてください。

■日時 6月30日(金)、9時～17時
■場所 市役所保険年金課、又は、各地域事務所総合窓口課

■対象者 児童を監督、保護しており、所得税の納付義務のない方
■持参するもの ○健康保険証

乳幼児・母子家庭・重度心身障害者
医療費受給者証をお持ちの皆さんへ

次のような場合は、受給者証が使用できません。変更届や受給者証を返還するなど、必要な手続きをしてください。

- 加入している医療保険が変わったとき
- 保険証の記載事項(住所、氏名、記号等)が変わったとき
- 伊予市から転出したとき

○今お持ちの医療費受給者証
○平成17年分源泉徴収票(コピー可)、平成17年分確定申告書の写し、平成18年分課税(所得)証明書(※のうち、いずれか一つ)
※6月21日以降に税務課で発行したものを
○申請書(事前に個人宛てに送付します)
○印鑑

窓口では、6月29日(木)以前のお渡しはできません。都合の悪い方は、7月3日(月)～14日(金)の間の手続きをしてください。

○県外の医療機関にかかるとき ※県外専用の用紙に医療機関の証明があれば、後で負担金をお返しできます。

「乳幼児医療費助成制度」では、入院にかかる費用に対し、就学前(6歳)の誕生日を迎えた年度の3月31日まで、申請により助成しています。

6月議会

傍聴してみませんか!

本会議は原則として公開されていますので、どなたでも傍聴できます。

6月市議会定例会の日程

月	日	内	容
6	9(金)	本会議	議案上程・提案理由の説明
	13(火)	〃	議案質疑・委員会付託
	16(金)	〃	一般質問
	19(月)	委員会	各常任委員会
	20(火)	〃	〃
	23(金)	本会議	1. 各常任委員長報告(質疑・討論・表決) 2. その他 (閉会)

■問い合わせ 議会事務局(内線606・607)へ。

= 市内の交通事故状況 =

(4月末日現在)

	4月	累計	前年比
発 生	23件	83件	- 1件
死 者	0人	1人	- 3人
傷 者	27人	110人	+13人

シートベルトを正しく着用しましょう!

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

(4月末日現在)

	4月	累 計	前年比
侵 入 盗	12件	21件	- 1件
自 動 車 盗	1件	1件	- 2件
オ ー ト バ イ 盗	3件	6件	- 2件
自 転 車 盗	17件	30件	+10件
車 上 ね ら い	10件	16件	- 3件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり地域から

6月1日から一般住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

伊予消防署 ☎ 982-0657

住宅火災における死者の低減を図るため消防法が改正され、すべての住宅の寝室等に住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

【設置時期】

新築住宅の場合
平成18年6月1日から適用
既存住宅の場合
平成23年6月1日までに設置

【設置場所】

- 1・2階建ての場合
 - 寝室（普段就寝に使う全ての部屋）
 - 階段（寝室がある階（屋外に避難できる出口がある階を除く）の階段最上部）
- 3階建て以上の場合
 - 寝室がある階から、2つ下の階の階段（屋外に設置された階段、当該階の上階の階に住宅用火災警報器が設置されている場合を除く）

○寝室が1階のみにある場合は、居室がある最上階の階段その他

○居室（7m以上）が5部屋以上ある階の廊下

【住宅用火災警報器の種類】

火災警報器は、火災時の「煙」

又は「熱」を感知して警報音を鳴らし知らせます。火災警報器というと、壁に埋め込んだり、配線工事が必要とするような難しいイメージがありますが、現在は電池タイプやコンセントタイプのものであり、大きさは手のひら程度で電池タイプのもので、壁や天井に比較的簡単に取り付けることが出来ます。

【設置上の注意点】

- 天井に設置する場合
天井の中心を壁から60cm以上離して取り付けます。
- 梁などがある場合は、梁から60cm以上離して取り付けます。



○エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

壁に設置する場合

○警報器の中心が天井から15cm、50cm以内の位置に取り付けます。

【悪質な訪問販売にご注意ください】

住宅用火災警報器は、防犯設備取扱店などで購入できます。消防職員を装って訪問し、住宅用火災警報器等を不当な価格で販売する業者が出回っています。消防署が直接販売したり、業者に販売を委託することはありませんので、ご注意ください。

※また、国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器は購入しないようにしましょう。購入の目安として、次のようなマークが付いているものを選びましょう。



※詳しくは、伊予消防署 又は、各出張所へお問い合わせください。

平成18年6月4日(回)〜6月10日(土)は『危険物安全週間』です

ここ数年、自分で車にガソリンを給油するセルフスタンドの数が増え、それに伴ってガソリンスタンドでの事故も増加しています。

この週間を機会に、セルフスタンドでの注意事項を、もう一度確認しましょう。

【注意事項】

- スタンド内に掲示してある注意事項を守ること。
- スタンド内は火気厳禁
- 給油前に必ず、車のドア・窓を閉め、エンジンを切る。
- 作業前に静電気除去装置給油機にあり又は、車の金属部分に触れること。
- 給油作業は、必ず一人で丁寧に行うこと。
- 給油口に、子供を近づけないこと。

■伊予市管内の火災と救急出場件数（4月末日現在）

種別	4月分			累計(1月から)		
	本庁	中山	双海	本庁	中山	双海
火災 件数	2	0	1	5	2	1
	3			8		
	125	12	17	470	64	76
救急出場 件数	125	12	17	470	64	76
	154			610		
	125	12	17	470	64	76

火災・救急 → 119

火災救急病院 案内 982-5959